

日本語教師の日本語教育能力の判定に関する基本的な考え方 骨子 (案)  
— 第 18 期日本語教育小委員会における審議経過の概要 —

### 1. 基本的な考え方

- (1) 質の高い日本語教師を安定的に確保するため、日本語教師の日本語教育能力の判定が必要であること
- (2) 判定の仕組みとして、日本語教師としてのスキルを証明するための「資格」を整備すること
- (3) 有資格者は、法務省告示日本語教育機関の日本語教師となりうる者であること
- (4) 有資格者は、地域の日本語教室の日本語教師や、国際交流協会等における地域日本語教育コーディネーターとして活躍することも考えられること

### 2. 日本語教育能力の判定の方法等 (「資格」の具体的な制度設計)

- (1) 日本語教師としてのスキルを証明するための「資格」の具体的な制度設計に当たっては、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について (報告)」(平成 30 年 3 月 2 日)(以下、「養成・研修報告書」と言う。)に記載された養成・研修の考え方を前提とすること
- (2) 日本語教育能力の判定を行う対象(資格の対象)は、日本語教師の養成修了段階とすること
- (3) 日本語教育能力の判定は、①試験の合格、②教育実習の履修、③その他 により行うこと
- (4) 試験の内容は、「養成・研修報告書」に示された「必須の教育内容」とすること
- (5) 養成課程修了者には試験の一部免除などの措置を設けること
- (6) 現在、法務省告示日本語教育機関に登録されている日本語教師に関する経過措置を設けること

### 3. その他

- (1) 資格の取得に当たり、学位等その他要件について検討すること
- (2) 更新研修の仕組みを検討すること
- (3) 大学の日本語教師養成課程や 420 単位時間以上の日本語教師養成研修について、課程認定等の仕組みを検討すること
- (4) 「教育実習」の履修については、受入れ機関の確保等が難しい現状に鑑み、実施体制の検討が別途必要であること
- (5) 「養成・研修報告書」に掲げられた初任、中堅段階の研修や、日本語教育コーディネーター等の日本語教育能力の判定は、研修の修了をもって行うこと
- (6) (5) を踏まえ、研修の充実を行うことが重要であること